

国 空 推 第 2 3 8 号

国 政 参 複 第 2 8 1 号

平 成 2 1 年 3 月 3 1 日

社団法人航空貨物運送協会

会長 中谷 桂一 殿

国 土 交 通 省 航 空 局 監 理 部

航空安全推進課長 河田 守弘

国 土 交 通 省 政 策 統 括 官 付

参事官（複合物流） 志村 務

「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」の報告に基づく対策の実施について

昨年9月3日、佐川急便（株）は、航空輸送が禁止されている爆発物等（打上げ花火）の運送委託を受け、品名確認を行わずに佐川グローバルロジスティクス（株）に運送委託を行った。その後、同社の羽田営業所航空貨物取扱施設において安全確認が適切に実施されなかったことから、日本トランスオーシャン航空（株）により当該貨物は石垣島に航空輸送されるという事案が発生した。

航空機の安全運航に重大な影響を与えうる業務を請負っている両社において、貨物の品名について十分な確認をせず、適切な安全確認を実施しなかったことは、確実かつ安全な事業の実施が求められている貨物利用運送事業者として重大な問題である。

こうした事案の重大性を鑑み、当省では昨年12月24日に「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」を設置し、国内航空における同種事案の再発を防止し、航空輸送が制限されている貨物を適切に取扱うための方策について、検討を進めた結果、本日、報告がとりまとめられたところである。

については、本報告において示された、①確実な輸送方法の確立（輸送段階における対策）、②航空貨物取扱施設における適切な保安措置等の確保（貨物取扱施設における対策）、③連絡通報体制、④航空輸送制限貨物に係る適切な従業員への教育、訓練の実施、⑤保安対策に関する定期的な自主監査の実施、⑥企業、現場への伝達、浸透方法、⑦関係者による取り組み状況のフォローアップについて、関係者が確実に実施することが必要であるので、貴協会加盟の事業者に対し、下記事項に関し、適切に対策を実施するよう、周知願いたい。

（注：報告については、<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/index.html>（国土交通省政策統括官HP）にて参照可能）

## I、対策の整理＜ルールの設定＞

### 1. 確実な輸送方法の確立（輸送段階における対策）

#### ＜再発防止対策＞

本研究会においては、確実な輸送方法の確立に係る再発防止対策を、（１）法令等により遵守すべき事項の明確化、（２）業界として積極的に取り組むべき事項、（３）事業者の判断により取り組む事項、の３つに整理した。

#### （１）法令等により遵守すべき事項の明確化

貨物利用運送事業法令においては、貨物利用運送事業者は、確実かつ適切に事業を遂行しなければならないとされ、また、火薬類その他の危険品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのある貨物の運送を取り扱うときは、他の貨物に損害を及ぼすことのないように注意してしなければならないとされているところである。（施行規則第２条、第３条）

これらの規定を確実に履行させるため、国土交通省は、貨物利用運送事業者の定める約款の認可に際し、荷送人（荷主）の運送状（送り状）への記載事項として、一般混載の場合には品名及び品質を、また、宅配便の場合には品名及び運送上の特段の注意事項（荷物の性質の区分その他必要な事項）を定めることを求めているところである。（国内利用航空運送約款、宅配便利用運送約款（モデル約款等））

これらの規定を踏まえ、貨物利用運送事業者は、確実かつ適切な輸送を確保するため、荷送人（荷主）から運送の引受けを行う際には、品名確認を行うこととされている。

こうした中で、品名確認の具体的な方法については、これまで特段の定めはなかったところであるが、今般の事案を踏まえ、以下の通り、品名確認を確実に履行するための方策の明確化を図ることとする。

#### ○品名確認に関する事項

航空輸送制限貨物を航空輸送から確実に排除するためには、品名の確認（ラベリング等の外装による確認を含む。）を確実に実施することが何よりも重要である。

貨物利用運送事業者（実運送事業者を含む。）は、荷送人（荷主）に対し、運送状への品名、品質等の確実な記載を求め、運送状記載の品名、品質やラベリング、マーキング等により、航空制限貨物である火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射線物質、腐食性物質、凶器に該当しない

かについて確認する。

この際、品名の記載内容が「雑貨」等曖昧な表示である等航空輸送制限貨物に該当する疑義がある場合には、荷送人（荷主）に対し、制限貨物に当たるか否かについて十分に確認できる品名の記載を求め、確認する。

【品名の例】

- （○）花火、灯油、ヘアスプレー、マニキュア、ガスボンベ 等
- （×）「雑貨」、「化粧品」、「キャンプ用品」、コード番号だけのもの 等

○荷主に対する取引開始時における航空輸送制限貨物の取扱い等の説明

法令等により直接的に求められているわけではないが、貨物利用運送事業者は、品名確認を確実に履行するため、荷送人（荷主）と運送契約を締結する際には、航空輸送制限貨物についての荷送人（荷主）の責任について説明を行うものとする。

- ・品名・品質等の記載
- ・航空制限貨物の種類
- ・梱包方法
- ・ラベリング、マーキング
- ・危険物申告書の作成

（2）業界として積極的に取り組む事項

個別の事業者において先進的に導入されている以下の事例について、法令等により遵守すべき事項に準ずる事項として、貨物利用運送事業者は、各事業者毎に業務遂行の特性等に応じ効果的と判断される事項に積極的に取り組むことにより、確実かつ安全な輸送方策を採ることが適当である。

（a）品名確認に関する事項

- ・品名について、受付者（ドライバー）、営業所員の双方による確認を行うこと。
- ・荷送人（荷主）の引き取り場所において、航空輸送制限貨物と一般貨物を置く場所を分離するよう要請すること。
- ・出荷前に荷送人（荷主）から貨物利用運送事業者へ個数、品名を通知するよう要請すること。

（b）輸送手法に関する事項

- ・航空輸送制限貨物が航空輸送されないように貨物に識別の表示を行うこと。
- ・航空輸送制限貨物に係るマニュアル、ポスターの作成。
- ・航空輸送制限貨物については、事前に営業所から輸送モードの仕分けを行うセンター

へ事前に通知すること。

- ・航空輸送制限貨物を出荷する荷主リストを作成し、当該リストにある荷送人（荷主）からの貨物については、十分な注意を払うこと。また、この際、過去に航空輸送制限品目の運送状への記載なく航空輸送制限品を出荷した荷送人（荷主）の貨物については、十分な注意を払うこと。

### (3) 事業者の判断により取り組む事項

更により一層の安全の向上を図るため、以下のような取組みについて、事業者毎の判断により導入していくことを推奨する。

#### (a) 品名確認に関する事項

- ・運送状に航空輸送制限貨物に係る宣誓欄を設け、荷主の自覚を促すこと。

#### (b) 輸送手法に関する事項

- ・航空輸送制限貨物を営業所において管理する際には、一般貨物と分離して管理すること。
- ・Air 指示ラベルがない貨物が航空貨物に紛れていないか、Air 指示ラベルが貼付されている貨物が航空輸送制限貨物でないか等をあらためて航空支店、RA 検査場等でチェックすること。
- ・航空輸送制限貨物については、運送状に「引き渡し確認欄」を設けることにより、トレースすること。

## 2. 航空貨物取扱施設における適切な保安措置等の確保（貨物取扱施設における対策）

### <再発防止対策>

本研究会においては、航空貨物取扱施設における適切な保安措置等の確保に係る再発防止対策を以下の通り整理した。

### (1) 航空貨物保安計画により遵守すべき事項の明確化

航空貨物利用運送事業者及び航空運送代理店業者は、その取扱航空貨物について、航空機強取等防止措置（貨物及び郵便物に対する保安検査、航空貨物取扱施設における保安措置等）を的確に講じている者として、国土交通省航空局長の認定を受けようとする際、そのための申請書として航空貨物保安計画を提出しなければならないとされている。（特定航空貨物利用運送事業者等の認定等に関する指針第3条、第4条）

認定を受けた航空貨物利用運送事業者及び航空運送代理店業者（以下、「RA」と

いう。)は、航空貨物を取り扱う場合には、航空貨物保安計画に定めるところに従わなければならないとされている。(同指針第7条)

これらの規定を踏まえ、RAは、航空貨物取扱施設において適切な保安措置等を確保することとされている。

航空貨物取扱施設における保安措置の具体的運用については、これまで特段の定めがなかったところであるが、今般の事案を踏まえ、貨物受託時及び受託後の保安措置を確実に実施するための方策の明確化を図ることとする。

#### ○運送受託時の安全確認に関する事項

##### 〈航空貨物受付手続き時の安全確認のあり方〉

安全確認行為は、取扱航空貨物に対する保安対策を講じる上で必要不可欠な基本的事項であり、確実かつ的確な実施が図られるよう確保しなければならない。

貨物取扱施設における受付手続きの形態は、貨物取扱量等により各RAで異なる点はあるが、当該施設の実情に応じて、今後は以下の方策を執ることが適当である。

- ・航空貨物取扱施設において、ベルトコンベアーを用いて貨物の仕分け作業を行う場合は、稼働レーン毎に1名以上の外装確認要員を配置する。また、稼働レーンは、貨物が輻輳しないように配慮するとともに要員に見合ったレーン数とする。
- ・貨物取扱施設の実情に応じた施設毎の業務マニュアル(手順書)を整備する。

#### ○運送受託後の安全確認に関する事項

##### 〈航空貨物安全確認状による安全確認について〉

航空貨物保安計画においては、航空貨物の安全確認を確実なものとするため、航空運送状毎に、航空貨物安全確認状(A-1、A-3又はA-4を使用する。)を用いて、必要事項のチェックを行い、安全性を確保することとされている。(航空貨物保安計画第4章)

今般の事案発生後に実施した監査の結果、佐川GLでは1日あたりの非特定貨物の取り扱いが多く、個々の貨物について所定の様式で記録保管するのは、人的・資源的に相当な負担になるなどの理由から個々の貨物の安全性が確認された後の記録が保管されていなかった。

このような状況を踏まえ、非特定貨物の安全確認に係る手続きについて航空貨物保安計画(雛形)によらない場合の扱いを明確化する。

- ・非特定貨物の取り扱いが多い等の理由により、航空貨物安全確認状(A-1様式等)を航空貨物運送状ごとで作成し難い事業者においては、個々の貨物の安全

性が確認されたことの記録及びその保管の方法について、その具体的措置内容を航空貨物保安計画に明記し、同措置により保安が確保される旨の説明資料を添付し、特定航空貨物利用運送事業者等の認定等に関する指針(平成17年8月12日付 国総貨複第81号・国空総第649号)第8条の規定に基づき、航空局長の認定を受けるものとする。

### **3. 連絡通報体制**

万一、航空輸送制限貨物の航空輸送が行われた場合には、貨物利用運送事業者（実運送事業者を含む。）、航空会社等の関係者は、国土交通省政策統括官付参事官（複合物流室、航空局監理部航空安全推進課、同局技術部運航課にそれぞれ連絡通報を行うこと。

## Ⅱ、対策の徹底＜ルールの徹底＞

### 1. 航空輸送制限貨物に係る適切な従業員への教育、訓練の実施

#### ＜再発防止対策＞

本研究会においては、従業員等に対する航空輸送制限貨物に係る教育、訓練について、国際民間航空条約第18付属書を参考にしつつ、どのような立場にある者がどのような能力を有するべきかを整理したうえで、それぞれの立場に応じた教育、訓練の内容を定めた。

具体的には、貨物利用運送事業者（実運送事業者を含む。）について、荷送人（荷主）から荷物を引き受ける受付者（ドライバー）と営業所の航空輸送制限貨物取扱従事者に区分した。

このうち、受付者（ドライバー）は、航空輸送制限貨物に該当する貨物を識別し、確実に引受けを拒絶するとともに、直ちに判断できないか制限貨物に該当する可能性のある貨物について、その旨を営業所の航空輸送制限貨物取扱従事者に伝達する能力を有することが求められる。

また、営業所の航空輸送制限貨物取扱従事者にあっては、受付者（ドライバー）等からの危険物の取扱い全般に関する照会に対応できるとともに、航空輸送制限貨物に該当するかについて判断する能力及び制限貨物に係る包装基準等の基準に適合しているかについて判断をする能力を有することが求められる。

これらを踏まえ、具体的な教育、訓練の内容について別紙のとおり整理した。

また、保安対策に関する教育訓練について、以下の通り整理した。

#### ○X線検査装置等による爆発物検査又は開被による安全確認のレベル向上について

航空貨物保安計画においては、RAは航空保安教育訓練実施要領を策定し、その実施計画を定めるとともに、航空貨物に係る保安対策の教育訓練を的確に実施することとされている。

RAは、今般の事案を踏まえ、特にX線検査装置を担当する検査員に対する教育訓練について、専門的なカリキュラム（爆発物の映像解析、サンプル映像による訓練等）の充実を図り、航空貨物の安全性を的確に判断できる技量の向上・保持を図ることが必要である。

#### ○航空局が実施する教育訓練について

航空局が実施する航空保安教育訓練について、航空保安情勢に的確に対応させるものとして充実を図る。また、各社の教育訓練責任者は、当該教育訓練を受講し、訓練受講後に組織内教育訓練を確実に実施する。

＜教育、訓練による確実な知識の持続＞

貨物利用運送事業者（実運送事業者を含む。）においては、教育・訓練の実施後も、適切な時期に習熟度を確認したり、定期的に教育・訓練を実施する等確実に知識が習得されるよう努めることが必要である。

## **2. 保安対策に関する定期的な自主監査の実施**

＜再発防止対策＞

○自主監査の確実な実施及び実施状況の記録・保管について

航空貨物保安計画においては、航空貨物に係る保安対策（航空貨物取扱施設の保安管理、取扱航空貨物の保安措置、検査後の航空貨物の保安管理等）が的確に実施されているかどうか少なくとも年1回の自主監査を実施することとされている。

これを踏まえ、RAでは年1回以上の自主監査を実施しその実効性を確保するため自社内で独立した監査員を指名する等必要な措置をとるとともに、自主監査で判明した不具合事項については、必要に応じ、国土交通省へ報告し、速やかに是正措置を講じることとされている。また、自主監査を実施した際には、その記録を保管することとされている。（航空貨物保安計画 第6章）

今般の事案を踏まえ、RAは上記措置の徹底を図るとともに、国土交通省による監査において、この点の確認も行うこととする。

## **3. 企業、現場への伝達、浸透方法**

(1) 航空輸送制限貨物に関する知識を従業員に周知徹底するための具体的方策

受付者（ドライバー）等の従業員に対し、航空輸送制限貨物に関する知識を周知徹底するため、例えば、下記のような方法により、受付者（ドライバー）、営業所職員、荷送人（荷主）等に航空輸送制限貨物に関する知識の浸透を図ることが適当である。

(a) ドライバー手帳、パウチの配布

受付者（ドライバー）が現場で容易に航空輸送制限貨物等について確認することを可能とし、また日常的な使用を通じ、知識の風化を防止するため、航空輸送制限貨物の種類や取扱方法について網羅的に記載したドライバー手帳やパウチを受付者（ドライバー）毎に配布すること。

(b) 作業手順等の「見える化」の推進

作業手順等を「見える化」することにより、現場の職員に作業上の注意すべき点を

簡潔かつ的確に確認できるようにするため、営業所等の作業現場に、写真等を多用した作業手順、遵守事項等を掲示すること。

(c) パンフレット、事例集の作成

航空輸送制限貨物の種類や取扱方法について網羅的に記載したパンフレットや、過去に持ち込まれた航空輸送制限貨物の種類と持ち込まれた際の状況等に関する事例集等を作成し、荷送人（荷主）、受付者（ドライバー）、営業所職員等に配布すること。

このほか、各事業者毎に、営業所単位の朝礼、研修会等を活用し、実運送事業者のドライバー等も含め、過去に航空輸送制限貨物の紛れ込んだ事例の報告、危険物に関する知識等を伝達すること等効果的に周知徹底を図っていくための方策について再点検をすることが適当である。

(2) 荷主への協力要請

今回の研究会における報告事項は、荷送人（荷主）の積極的な協力を得ることにより、その効果を高められる事項も多いことから、航空輸送制限貨物の取扱い量の多い荷主団体に対し、協力要請を行う。

#### 4. 関係者による取り組み状況のフォローアップ

整理された各事業者において取り組むべき事項の履行状況等について関係者間（行政機関、航空会社、貨物利用運送事業者及び実運送事業者）で確認することを目的としたフォローアップ会合を年に1回程度開催することとする。

国土交通省航空局監理部航空安全推進課

電話：03-5253-8111（内線 48-193）、直通 03-5253-8696

国土交通省政策統括官付参事官（複合物流）室

電話：03-5253-8111（内線 25-425）、直通 03-5253-8300

## 爆発物等に係る教育、訓練について

カテゴリー	求められる能力	習得すべきと考えられる知識											
		品名確認	一般原則	制限事項	危険物の分類	危険物リスト	一般包装要件	包装基準	荷送人への一般要件	ラベリング及びマーキング	危険物の輸送書類	危険物の受託	危険物の保管、搭載及び隔離
受付者 (ドライバー等)	・航空輸送制限貨物(危険物)に該当する可能性のある貨物を識別し、その旨を確実に航空輸送制限貨物(危険物)取扱従事者に伝達する能力。	○		○	○						○		
営業所の 航空輸送制限 貨物(危険物) 取扱従事者	・受付者から伝達を受けた貨物について航空輸送制限貨物(危険物)に該当するかを判断する能力及び制限貨物に該当する場合、包装基準等の基準を満たしているかを判断する能力。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 本表及び次表における「習得すべきと考えられる知識」については、国際民間航空機関(ICAO)の国際民間航空条約付属書第18号の定めるところに記述している。  
このため、本報告書における「航空輸送制限貨物」は、「危険物」との記述と併記している。

## 習得すべきと考えられる知識の主な内容

項目	主な内容
品名確認	品名確認を徹底することの重要性
一般原則	航空法の目的(理念)、法律・規則の体系
制限事項	輸送が禁止されている危険物、輸送が許可されている危険物について
危険物の分類	航空輸送制限貨物(危険物)の種類(火薬類等)
危険物リスト	航空輸送制限貨物(危険物)の輸送許容物件リスト(告示(注))の見方
一般包装要件	国連容器の規格、性能試験(航空輸送が許容される容器の規格等)
包装基準	航空輸送制限貨物(危険物)毎の選択すべき具体的な容器
荷送人への一般要件	荷送人が実施すべき一般事項(航空輸送制限貨物の識別、包装等級の判断、ラベリング等)
ラベリング及びマーキング	貼付すべきラベル、必要なマーキング
危険物の輸送書類	危険物申告書の記載方法、確認方法
危険物の受託	無申告危険物があった場合の対応方法
危険物の保管、搭載及び隔離	危険物の保管、搭載及び隔離の方法

(注)「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)の別表第1の「輸送許容物件」のリストをいう。